

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	個人市民税																
調整方針	1 個人市民税の均等割額は、地方税法の規定による標準税率(年額2,500円)を採用する。 2 個人市民税の所得割額は、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。 3 個人市民税の納期は、地方税法の定めるところにより調整を図る。																			
現況			調整理由・課題																	
1 税率・納期等			【調整理由】																	
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	・均等割額は、地方税法の規定で市町村の人口規模で定められていることから、規定による標準税率(年額2,500円)とする。 ・所得割額は、6市町村とも標準税率を採用し、相違がないため現行のとおりとする。 ・納期は、4市町村において財政運営上、最終納期を12月に早めているが、住民生活への影響を考慮し、地方税法の定めるところにより検討、調整を図るものとする。 なお、均等割額については、今期通常国会において人口規模とは無関係に3,000円となる税制改正が予定されている。													
1 納税義務者	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割	・村内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、村内に住所を有しない者 均等割	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割														
2 均等割	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円														
3 所得割	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%														
4 納期	4期(6・8・10・12月)	4期(6・8・10・12月)	4期(6・8・10・1月)	4期(6・8・10・1月)	4期(6・8・10・12月)	4期(6・8・10・12月)														
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (個人の均等割の税率) 第310条 第294条第1項第1号(市町村内に住所を有する個人)又は第2号(市町村内に事務所事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者)の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の左欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>市町村</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>人口50万以上の市</td> <td>年額3,000円</td> </tr> <tr> <td>人口5万以上50万未満の市</td> <td>年額2,500円</td> </tr> <tr> <td>上記の市以外の市並びに町</td> <td>年額2,000円</td> </tr> </table> <p>2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の配置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところ(最近の国勢調査人口)によって計算したものである。</p> <p>(所得割の税率) 第314条の3(要約) 所得割の標準税率は、次の表による。 ただし、700万円超の区分は、地方税法附則第40条第5項により、平成11年度以降については、「12%」を「10%」とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円超700万円以下</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>12%</td> </tr> </table> <p>(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期) 第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(中略)において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p> <p>(特別徴収に係る個人の市町村民税の納期) 第321条の5(要約) 前条の特別徴収義務者は、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。 ・納期特例事業所は年2回納付</p>							市町村	税率	人口50万以上の市	年額3,000円	人口5万以上50万未満の市	年額2,500円	上記の市以外の市並びに町	年額2,000円	200万円以下	3%	200万円超700万円以下	8%	700万円超	12%
市町村	税率																			
人口50万以上の市	年額3,000円																			
人口5万以上50万未満の市	年額2,500円																			
上記の市以外の市並びに町	年額2,000円																			
200万円以下	3%																			
200万円超700万円以下	8%																			
700万円超	12%																			

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	個人市民税			
現況					調整理由・課題		
2 先進地事例							
西 東 京 市		さいたま市		さぬき市			
個人市民税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。		個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法の規定により個人市民税均等割は、年額3,000円となる。		個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。個人市民税の納期は、地方税法の定める納期による。			
宗 像 市		北 上 市		あきる野市			
個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。		標準税率を採用する。個人均等割は、合併後4年間現行の税率とする。		標準税率を採用する。個人均等割は合併後2年間現行の税率とする。			
3 財政影響額							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
均等割調定額(2,000円)	35,296千円	3,201千円	1,452千円	8,483千円	8,208千円	6,826千円	63,466千円
均等割(2,500円)	44,120千円	4,001千円	1,815千円	10,603千円	10,260千円	8,532千円	79,331千円
増減	8,824千円	800千円	363千円	2,120千円	2,052千円	1,706千円	15,865千円
均等割(3,000円)	52,944千円	4,801千円	2,178千円	12,723千円	12,312千円	10,238千円	95,196千円
増減	17,648千円	1,600千円	726千円	4,240千円	4,104千円	3,412千円	31,730千円
(均等割調定額：平成14年度決算統計より)							

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	法人市民税																										
調整方針	法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、渋川市及び子持村の例による。 ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。																													
現況			調整理由・課題																											
1 納税義務者及び税率等																														
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	【調整理由】 ・均等割は、小野上村、赤城村及び北橋村で標準税率を採用し、渋川市、伊香保町及び子持村で制限税率を採用している。また、法人税割は、赤城村、北橋村で標準税率を採用し、伊香保町、小野上村では標準税率を超えた税率を、渋川市、子持村では制限税率となっている。 調整にあたっては、財政運営への影響を考慮する必要もあることから、均等割、法人税割ともに、渋川市、子持村の例による制限税率を採用する。 ただし、税額の激変緩和のため、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。																							
1 納税義務者	・市内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・町内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、町内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割																								
2 均等割																														
3 法人税割	14.7%	14.0%	14.5%	14.7%	12.3%	12.3%																								
4 徴収方法	申告納付	申告納付	申告納付	申告納付	申告納付	申告納付																								
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (法人等の均等割の税率) 第312条(要約) 均等割の標準税率は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>300万円</td> <td>6号法人</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>175万円</td> <td>7号法人</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>41万円</td> <td>8号法人</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>40万円</td> <td>9号法人</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>16万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。</p> <p>(法人税割の税率) 第314条の6 法人税割の標準税率は、12.3%とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、14.7%を超えることができない。 2 省略</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (地方税に関する特例) 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p>							区分	税率	区分	税率	1号法人	300万円	6号法人	15万円	2号法人	175万円	7号法人	13万円	3号法人	41万円	8号法人	12万円	4号法人	40万円	9号法人	5万円	5号法人	16万円		
区分	税率	区分	税率																											
1号法人	300万円	6号法人	15万円																											
2号法人	175万円	7号法人	13万円																											
3号法人	41万円	8号法人	12万円																											
4号法人	40万円	9号法人	5万円																											
5号法人	16万円																													

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	法人市民税				
現況				調整理由・課題				
2 先進地事例								
西 東 京 市		さいたま市		あきる野市				
法人市民税の法人税割については、田無市の例により調整する。(税率の低い方)		法人市民税については、現行のとおりとする。		制限税率を一部標準税率を採用する。合併する年度は、現行の税率を採用する。				
宗 像 市		北 上 市		山 県 市				
法人市民税法人税割は、宗像市の例による。(制限税率14.7%) ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併後3年間は現行の税率を採用し不均一課税とする。		2年間は制限税率を採用し、3年度目からは標準税率とする。和賀町、江釣子村は合併後2年間現行の税率を採用する。		市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。				
3 財政影響額								
細 項 目		渋 川 市	伊 香 保 町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北 橋 村	合 計
H14調定額	均等割	193,826千円	15,258千円	4,071千円	22,149千円	20,393千円	13,413千円	269,110千円
	税 割	461,485千円	19,999千円	2,664千円	40,942千円	32,226千円	54,161千円	611,477千円
標準税率を採用した場合		107,650千円	4,972千円	405千円	10,377千円	0千円	0千円	123,404千円
渋川市の例による場合		0千円	999千円	850千円	0千円	10,366千円	13,250千円	25,465千円
							(調定額：平成14年度決算統計より)	

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	固定資産税																																					
調整方針	1 税率については、伊香保町の例による。 2 納期については、地方税法の定めるところにより調整を図る。																																								
現 況				調整理由・課題																																					
1 税率及び納期等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 納税義務者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> </tr> <tr> <td>2 税率</td> <td>1.4%</td> <td>1.4% (不均一課税 0.84%)</td> <td>1.4%</td> <td>1.4%</td> <td>1.4%</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>3 課税標準</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> </tr> <tr> <td>4 納期</td> <td>4期(4・7・9・11月)</td> <td>4期(5・7・11・1月)</td> <td>4期(5・7・12・2月)</td> <td>4期(5・7・9・11月)</td> <td>4期(5・7・9・11月)</td> <td>4期(5・7・9・11月)</td> </tr> </tbody> </table>							渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	1 納税義務者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	2 税率	1.4%	1.4% (不均一課税 0.84%)	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	3 課税標準	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	4 納期	4期(4・7・9・11月)	4期(5・7・11・1月)	4期(5・7・12・2月)	4期(5・7・9・11月)	4期(5・7・9・11月)	4期(5・7・9・11月)
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																																			
1 納税義務者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者																																			
2 税率	1.4%	1.4% (不均一課税 0.84%)	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%																																			
3 課税標準	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)																																			
4 納期	4期(4・7・9・11月)	4期(5・7・11・1月)	4期(5・7・12・2月)	4期(5・7・9・11月)	4期(5・7・9・11月)	4期(5・7・9・11月)																																			
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (固定資産税の税率) 第350条 固定資産税の標準税率は、1.4%とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、2.1%を超えることができない。 2 省略</p> <p>(固定資産税の納期) 第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。 2 省略</p>				<p>(公益等による課税免除及び不均一課税) 第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。</p> <p>伊香保町税条例(抜粋) (固定資産税の税率) 第62条第2項 国際観光ホテル整備法の規定による登録ホテル業若しくは登録旅館業の用に供する建物であつて同法施行後登録ホテル等の用に供するために建築(増改築を含む。)された建物の登録部分に対して課する固定資産の税率は、当該建物が登録された後、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度に限り0.84%とする。</p>																																					
2 先進地事例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>西 東 京 市</th> <th>さいたま市</th> <th>さぬき市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税の納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。(納期の遅い方)</td> <td>固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、5・7・12・2月で調整を図る。</td> <td>固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。</td> </tr> <tr> <th>宗 像 市</th> <th>東かがわ市</th> <th>山 県 市</th> </tr> <tr> <td>固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については宗像市の例により調整する。ただし合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。</td> <td>3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。</td> <td>固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。(地方税法の定める納期)</td> </tr> </tbody> </table>						西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	固定資産税の納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。(納期の遅い方)	固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、5・7・12・2月で調整を図る。	固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。	宗 像 市	東かがわ市	山 県 市	固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については宗像市の例により調整する。ただし合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。	3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。	固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。(地方税法の定める納期)																							
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市																																							
固定資産税の納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。(納期の遅い方)	固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、5・7・12・2月で調整を図る。	固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。																																							
宗 像 市	東かがわ市	山 県 市																																							
固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については宗像市の例により調整する。ただし合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。	3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。	固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。(地方税法の定める納期)																																							
3 財政影響額	なし																																								

【調整理由】

- ・税率は、伊香保町における不均一課税以外、6市町村とも標準税率を採用している。合併後においても観光産業の振興を図るため、伊香保町における不均一課税を全市域に採用する。
- ・納期は、財政運営上、小野上村以外の5市町村で第3期及び最終納期を繰り上げているが、住民生活への影響を考慮し、地方税法の定めるところにより検討、調整を図るものとする。

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	軽自動車税																																			
調整方針	1 税率については、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村及び北橋村の例による。 2 納期については、渋川市、子持村、赤城村及び北橋村の例による。																																						
現況				調整理由・課題																																			
1 税率及び納期等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 納税義務者</td> <td>軽自動車等の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車等の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車等の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車等の所有者又は使用者</td> </tr> <tr> <td>2 税率</td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> </tr> <tr> <td>3 納税通知書発送日</td> <td>5月15日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封</td> <td>4月15日</td> <td>5月連休明け</td> <td>5月9日 管外の納税者については郵便振替用紙同封せず(問い合わせがあった場合に送付)</td> <td>5月14日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封</td> <td>5月13日</td> </tr> <tr> <td>4 納期期限</td> <td>5月31日</td> <td>4月30日</td> <td>5月25日</td> <td>5月31日</td> <td>5月31日</td> <td>5月31日</td> </tr> </tbody> </table>					渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	1 納税義務者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車の所有者又は使用者	軽自動車の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	2 税率	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	3 納税通知書発送日	5月15日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封	4月15日	5月連休明け	5月9日 管外の納税者については郵便振替用紙同封せず(問い合わせがあった場合に送付)	5月14日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封	5月13日	4 納期期限	5月31日	4月30日	5月25日	5月31日	5月31日	5月31日
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																																	
1 納税義務者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車の所有者又は使用者	軽自動車の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者																																	
2 税率	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円																																	
3 納税通知書発送日	5月15日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封	4月15日	5月連休明け	5月9日 管外の納税者については郵便振替用紙同封せず(問い合わせがあった場合に送付)	5月14日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封	5月13日																																	
4 納期期限	5月31日	4月30日	5月25日	5月31日	5月31日	5月31日																																	
<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率は、赤城村における軽自動車の雪上走行のもの以外相違がないため、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村及び北橋村の例によるものとする。 ・納期は、伊香保町、小野上村以外5月末日となっているので、渋川市、子持村、赤城村及び北橋村の例によるものとする。 																																							
<p>【関係法令】</p> <p>地方税法(抜粋) (軽自動車税の標準税率) 第444条(要約) 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)原動機付自転車 イ 50 CC 以下 1,000円 ロ 90 CC 以下 1,200円 ハ 125 CC 以下 1,600円 ニ 三輪以上 2,500円</p> <p>(2)軽自動車及び小型特殊自動車 イ 二輪のもの(側車付のものを含む。) 2,400円 ロ 三輪のもの 3,100円 ハ 四輪以上の乗用営業用 5,500円 自家用 7,200円 ニ 四輪以上の貨物営業用 3,000円 自家用 4,000円</p> <p>(3)二輪の小型自動車 4,000円</p> <p>2 省略 3 市町村は第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち三輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。</p> <p>(軽自動車税の納期) 第445条第2項 軽自動車税の納期は、四月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p>																																							

協議項目	7 地方税の取扱いに関する事	関係項目	軽自動車税
現 況			調整理由・課題
2 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
軽自動車税の納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。(納期の長い方)	軽自動車税については、現行のとおりとする。	軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。	
宗 像 市	東かがわ市	山 県 市	
軽自動車税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。	3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。	軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとする。(納期の長い方)	
3 財政影響額 なし			

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	たばこ税			
調整方針	たばこ税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。						
現況				調整理由・課題			
1 税率及び納期等				【調整理由】 税率及び納期ともに、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。			
	渋川市	伊香保町	小野上村		子持村	赤城村	北橋村
1 納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者		製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者
2 税率(1千本につき)	旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円	旧3級品以外：2,977円/千本 旧3級品：1,412円/千本	旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円		旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円	旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円	旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円
3 納期	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (たばこ税の税率) 第468条 たばこ税の税率は、千本につき2,743円とする。</p> <p>附則 (市町村たばこ税の税率の特例) 第30条の2 平成15年7月1日以後に第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき2,977円とする。 2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に於ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき1,412円とする。</p>							
2 先進地事例							
西 東 京 市		さいたま市		さぬき市			
市たばこ税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。		市たばこ税については、現行のとおりとする。		市たばこ税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。			
宗 像 市		東かがわ市		山 県 市			
たばこ税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。		3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。		市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
3 財政影響額 なし							

議案第13号参考資料(その9)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	入湯税																												
調整方針	1 税率は、伊香保町の例による。 ただし、日帰り休憩(50円)を課税していない町村に配慮し、調整するものとする。 2 課税免除については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。																															
現 況				調整理由・課題																												
1 税率及び納期等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 納税義務者</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> </tr> <tr> <td>2 税率</td> <td>1人一日 150円 日帰り休憩 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円</td> <td>1人一日 150円 日帰り休憩 50円 修学旅行及び合宿等 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円</td> <td>1人一日 150円</td> <td>1人一日 150円</td> <td>1人一日 150円</td> <td>1人一日 150円</td> </tr> <tr> <td>3 課税免除</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> </tr> </tbody> </table>					渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	2 税率	1人一日 150円 日帰り休憩 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円	1人一日 150円 日帰り休憩 50円 修学旅行及び合宿等 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円	1人一日 150円	1人一日 150円	1人一日 150円	1人一日 150円	3 課税免除	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																										
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。																										
2 税率	1人一日 150円 日帰り休憩 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円	1人一日 150円 日帰り休憩 50円 修学旅行及び合宿等 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円	1人一日 150円	1人一日 150円	1人一日 150円	1人一日 150円																										
3 課税免除	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者																										
<p>【調整理由】</p> <p>小野上村、子持村、赤城村及び北橋村においては、日帰り休憩50円を課税していない。また、伊香保町のみにおいて修学旅行及び合宿等で50円を課税していることから、合併時に伊香保町の例により統合するものとする。</p>																																
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (入湯税) 第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。 (入湯税の税率) 第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。</p>																																
2 先進地事例	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>西 東 京 市</th> <th>さ い た ま 市</th> <th>さ ん ぎ 市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>宗 像 市</th> <th>東 が が わ 市</th> <th>山 県 市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入湯税については、標準税率を採用する。</td> <td>入湯税の取扱いについては、新町において町税条例を制定する。</td> <td>入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。</td> </tr> </tbody> </table>				西 東 京 市	さ い た ま 市	さ ん ぎ 市	なし	なし		宗 像 市	東 が が わ 市	山 県 市	入湯税については、標準税率を採用する。	入湯税の取扱いについては、新町において町税条例を制定する。	入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。																
西 東 京 市	さ い た ま 市	さ ん ぎ 市																														
なし	なし																															
宗 像 市	東 が が わ 市	山 県 市																														
入湯税については、標準税率を採用する。	入湯税の取扱いについては、新町において町税条例を制定する。	入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。																														
3 財政影響額 (日帰り休憩(50円)を課税していない町村について、日帰り温泉施設入館者数を参考に試算)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>細 項 目</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増 減</td> <td>0千円</td> <td>0千円</td> <td>9,631千円</td> <td>3,410千円</td> <td>23,170千円</td> <td>9,946千円</td> <td>46,157千円</td> </tr> </tbody> </table>				細 項 目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計	増 減	0千円	0千円	9,631千円	3,410千円	23,170千円	9,946千円	46,157千円												
細 項 目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計																									
増 減	0千円	0千円	9,631千円	3,410千円	23,170千円	9,946千円	46,157千円																									

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	鉱産税		
調整方針	鉱産税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。					
現況				調整理由・課題		
1 税率及び納期等						
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
1 納税義務者	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す
2 税率	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (鉱産税の税率) 第520条 鉱産税の標準税率は、1%とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において第522条に定める期間内に掘採された鉱物の価格が、当該事業の作業場所在の市町村ごとに200万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の標準税率は、0.7%とする。 2 前項の標準税率をこえて課する場合においても、1.2%(前項ただし書の場合にあつては、0.9%)をこえることができない。</p>						
2 先進地事例						
西 東 京 市		さ い た ま 市		さ ん ぎ 市		
宗 像 市		東 か が わ 市		山 県 市		
				市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		
3 財政影響額 なし						

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	都市計画税			
調整方針	1 税率については、渋川市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。 2 納期については、固定資産税の納期による。						
現			況				
1 税率及び納期等							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
1 納税義務者	都市計画区域のうち渋川市都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	都市計画区域のうち伊香保町都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
2 税率	0.3%	0.2%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
3 課税標準	固定資産の価格(土地、家屋)	固定資産の価格(土地、家屋)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
4 納期	固定資産税に同じ	固定資産税に同じ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画税は、渋川市と伊香保町において課税されているが、税率が異なっている。調整にあたっては、財政運営への影響を考慮する必要もあることから、渋川市の例により制限税率を採用する。ただし、税額の激変緩和のため、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。 納期は、固定資産税と同じであることから、固定資産税の納期とする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の納税義務者は、渋川市、伊香保町両市町とも、条例に定める区域内の土地・家屋の所有者とされている。新市における課税区域については、新たに定められる都市計画区域の中で、現在の課税区域の状況と設定の経緯等を踏まえて検討する必要がある。 							
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (都市計画税の課税客体等) 第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。 2 省略</p> <p>(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、0.3%を超えることができない。 (都市計画税の賦課徴収等) 第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。 以下省略</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (地方税に関する特例) 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p>							
2 先進地事例							
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	宗 像 市				
都市計画税の税率及び納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。	都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、固定資産税と同様とする。	都市計画税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。	都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。				
3 財政影響額							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
調定額	681,500千円	79,003千円	0千円	0千円	0千円	0千円	760,503千円
税率0.3%とした場合	681,500千円	118,504千円	0千円	0千円	0千円	0千円	800,004千円
増 減	0千円	39,501千円	0千円	0千円	0千円	0千円	39,501千円
(調定額：平成14年度決算統計より)							